

第1 実務解説

1 熟慮期間の起算点

1 熟慮期間の起算点①（期間の計算）



私は、兄の相続は妻と子がするものと思っていました。ところが、兄が死亡し1年経過した後、債権者から先順位者（兄の妻と子）が相続を放棄しており、父母もすでに死亡しているため、私が兄の相続人になっているとして、借金を支払うよう求める通知が届きました。借金を相続しないためには、どうすればよいのですか。



自分が兄の相続人となることを知った日から3か月以内に、被相続人（兄）の最後の住所地を管轄する家庭裁判所へ相続放棄の申述受理の申立てをすることになります。

本件では、債権者からの通知を受けた日が、相続人になることを知った日になると解されますから、速やかに家庭裁判所へ相続放棄の申述受理の申立てをしてみてください。

解 説

1 相続放棄の申述の申立て

被相続人が死亡して相続が開始すると（民882）、相続人は、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継することになります（民896）。しかし、相続債務が積極的な財

産を上回るときまで、相続人に承継させるのは酷です。そこで、相続人には、被相続人の財産の承継を拒否すること、すなわち相続の放棄が認められています。相続の放棄は、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申述の受理を申し立てて行います（家手201）。

家庭裁判所は、①申述が相続人によるものであるか、②相続人の真意に基づくものか、③法定の期間内（3か月の熟慮期間）になされているか、④法定単純承認の事由がないかを審理し、その不存在が明白でない限り、申述を受理します（【Q5】参照）。相続の放棄の申述が受理されると、はじめから相続人とはならなかったものとして扱われます（民939）。

2 熟慮期間

相続の承認をするか放棄をするかを定めるためには、その前提として、相続財産の内容（積極財産と消極財産）を調査する必要がある、その調査期間として民法915条は、「自己のために相続の開始があったことを知ったときから」3か月の調査期間（熟慮期間）を認めています。熟慮期間を3か月とすることにより、相続関係の早期安定を図るという意味もあります。相続放棄の申述は、原則として、この3か月の法定期間内になされる必要があります。3か月の期間は、利害関係人又は検察官の請求により、家庭裁判所において伸長することができます（民915①ただし書）（【Q6】参照）。

3 相続放棄の熟慮期間の起算点

(1) 学説・判例の変遷

では、熟慮期間の起算点は、いつからとなるのでしょうか。旧民法1017条は、民法915条と同様の規定であるところ、判例は、相続人が相続開始の原因たる事実（被相続人の死亡）を知ったときから熟慮期間

が進行すると解していました（大判大10・10・20民録27・1807）（相続開始原因覚知時説）。その後、相続人が被相続人の死亡のほか自己が法律上相続人となった事実を合わせて知ったときに相続放棄の熟慮期間の起算点であると改めました（大決大15・8・3民集5・679）（相続人覚知時説）。この事案は、被相続人が内縁の妻と結婚式を挙げながら、入籍をしていなかったため、被相続人の死亡により自己が遺産相続の相続人になることを知らなかった被相続人の母が、熟慮期間を徒過してしまったというものです。

民法915条が施行された後も相続人覚知時説が引き継がれています（我妻榮＝立石芳枝「法律学体系第1部第4コンメンタール篇 親族法・相続法」462頁（日本評論新社、昭27）、中川善之助＝泉久雄「相続法（法律学全集24）」367頁（有斐閣、第4版、平12）、谷口知平＝久貴忠彦編「新版注釈民法⑦」436頁〔谷口知平〕（有斐閣、平元））。

ところが、被相続人との交流が疎遠である相続人が相続債務の存在を知らないでいると、熟慮期間が経過するのを待って相続債務の支払を請求する金融業者が見受けられるようになり、上記の起算点の解釈では、相続人が酷な立場におかれる事態が生じるようになりました。そのため、家庭裁判所及び高等裁判所では、遺産についての認識も考慮する説（相続財産覚知時説、相続債務覚知時説）や起算日又は満了日に例外を認める説に立つ判断が現れ、相続放棄の熟慮期間の起算点を遅らせることにより、相続人を救済していました。

最高裁昭和59年4月27日判決（民集38・6・698、判時1116・29、以下「昭和59年最高裁判決」といいます。）は、「相続放棄の熟慮期間は、原則として相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が相続人となった事実を知った時から起算すべきものであるが、相続人が右各事実を知った場合であっても、右各事実を知ったときから3箇月以内に相続放棄をしないのが、相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被

相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があって、相続人において右のように信ずるについて相当な理由がある場合には、熟慮期間は、相続人が相続財産の全部若しくは一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきである」と判示しました。

(2) 昭和59年最高裁判決の射程範囲

昭和59年最高裁判決は、例外的に熟慮期間の起算点を繰り下げるものですが、「被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたため」という文言があり、起算点の繰下げを認める例外的な場合として限定する趣旨か否かについて議論があります。すなわち、相続人と被相続人の関係が従来から疎遠であるため、「相続財産が全く存在しないと信じた場合」という場合に限定する趣旨を含むとする説（限定説）と、限定する趣旨はないと解する説（非限定説）の対立です（【Q2】参照）。相続放棄の申述受理の審理のあり方の問題（【Q5】参照）もあり、下級審判例は必ずしも統一した理解に基づいて判断されているわけではありません。もっとも、昭和59年最高裁判決の判文は、限定説の立場であることは、原則と例外的な場合との関係を説示する論理構造からも、明確であると言われていきます（尾島明「民法915条の熟慮期間の起算点」家月54巻8号22頁）。

4 熟慮期間の計算

「自己のために相続の開始があったことを知ったとき」から3か月間という熟慮期間の起算点については、民法の一般原則に従って初日は算入しません（民140、法曹会決議昭和32年3月7日新要録195頁）。設問のケースでは、被相続人の死亡を知ったのは、死亡の当日と思われますが、自己が相続人となったことを知ったのは、債権者からの通知を受

けて、先順位の相続人が相続放棄をしていることを知ってからですので、通知を受けた日の翌日から熟慮期間を計算します。被相続人（兄）の死亡を知った日と債権者からの通知により自己が相続人となったことを認識した日が異なりますから、債権者からの通知の写しを添付して申立てをすることになります。

第2 事例解説

1 熟慮期間の起算点

【事例1】 相続人が数人いる場合の3か月の熟慮期間がそれぞれ自己のために相続の開始があったことを知ったときから別に進行するとされた事例

(最判昭51・7・1家月29・2・91、金判509・9)

ポイント

共同相続人の一部に民法915条1項の熟慮期間を経過しない者がある場合に、その者とともに入熟慮期間を経過した他の相続人もなお相続放棄ができるのか。

事案の概要

○当事者

X：上告人（Aの三女）

Y：被上告人

A：被相続人（昭47・3・9死亡）

B：Aの長男

C：Aの長女

D：Aの四女

○事実経過

—	AがYに対し抵当権抹消等請求訴訟提起。
昭47・3・9	A死亡。 相続人は、X、B、C、Dである。 B、DはA死亡直後に自己のために相続が開始したことを知った。Cは所在不明であった。
昭47・8	Cの不在者財産管理人選任。
昭47・10・3	B、D及びCの不在者財産管理人が津家庭裁判所四日市支部に相続放棄の申述の中立て。
昭47・10・20	B、D、Cの相続放棄の申述受理。

○上告人(X)の主張

共同相続人の一部の者が所在不明等のため、民法915条の熟慮期間が別々に進行する結果、すでに熟慮期間を経過した者があっても、最後に相続開始を知った相続人（以下「最後の者」という）がその熟慮期間を徒過するまでならば、既に熟慮期間を徒過した者も含めて相続人全員で限定承認ができると解される。限定承認も相続放棄も被相続人の債務を相続人がその固有財産で支弁することを拒否し、相続人を保護する制度であり、この意味において両者に差異はないのであるから、最後の者が相続放棄をする場合には他の相続人は相続放棄ができないとすれば、いずれも期間を徒過している者でありながら結果が余りにも異なり妥当ではない。少なくとも、相続人が積極的に限定承認の意思を明示していた場合には、最後の者が限定承認をせず相続放棄をしたために限定承認ができなくなったとしても、最後の者の期間内である限り、最後の者以外の者も相続放棄ができるとするのが最も衡平であると考えられる。

裁判所の判断

相続人が数人いる場合には、民法915条1項に定める3か月の期間は、相続人がそれぞれ自己のために相続の開始があったことを知ったときから各別に進行するものと解するのが相当である。

第一審（津地四日市支部判昭49・2・25金判509・13）は、Bら3名の相続放棄を有効と認め、XがAを訴訟承継したとしてXのみを判決に表示して一部表見代理の成立を認め、一部認容判決をした。これに対して原審（名古屋高判昭49・12・10金判509・12）は、相続人B、Dの相続放棄は熟慮期間経過後になされたため無効であり、B、DもAを当然承継しているのにXのみを当事者としてなされたことが明白である第一審判決は違法であるとして取り消し、これを差し戻した。

Xからの上告に対し、本判決では、上記のとおり判断してXの上告を棄却した。

コメント

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に相続の単純承認をするか限定承認をするか、相続の放棄をしなければならない（民915④本文）。3か月の期間は、相続財産の状態を調査してどの方法を選択するかを熟慮するための期間（「熟慮期間」という。）である。

共同相続人の一部の者に相続開始の事実を知るのが遅れて熟慮期間を経過しない者がある場合に、その者とともに既に前記期間を経過した他の相続人もなお相続の限定承認あるいは放棄ができるのか、それとも熟慮期間は相続人が自己のために相続が開始したことを知ったときから各別に進行すると解するべきなのかについては見解が分かれて

いる。限定承認の申述は、民法923条により相続人全員が共同してのみなし得るとされているため、最後に相続人たることを覚知した共同相続人が熟慮期間を徒過するまでは全員で限定承認ができると解されている。しかし、放棄についてはそのような実体法上の根拠もなく、前記のとおり、民法915条本文は、相続人に遺産を調査し、限定承認や放棄をするか否かの熟慮をする時間的余裕を与えるのが趣旨であるから、本判決の判断どおり、各別に熟慮期間が進行すると解するのが相当であり、かかる見解が学説上も有力である（中川善之助＝泉久雄「相続法（法律学全集24）」369頁（有斐閣、第4版、平12）、谷口知平＝久貴忠彦編「新版注釈民法⑦」436頁（有斐閣、平元）ほか）。実務上も、本判決のとおり、熟慮期間は相続人ごとに各別に進行するものと取り扱われている（兩宮則夫＝石田敏明編「相続の承認・放棄の実務」5頁（新日本法規出版、平15））。

参考判例

- （名古屋高判昭49・12・10金判509・12）※本事例の原審
- 被相続人の貸金債務の返還訴訟において、相続人2名が相続放棄を主張してこれを争ったところ、相続人のうちの1人は、被相続人死亡時に被相続人所有の建物の存在を知っていたから、そのときから民法915条1項所定の期間が起算され、同期間経過後にされた相続放棄は無効であるとして、他の1人は、同建物を取り壊し、滅失登記をしたから、被相続人の相続について単純承認したものと認められるとして、原告らの請求が一部認容された事例（東京地判平21・8・26平19(ワ)32110）

3 限定承認・相続の放棄の取消しの申述

37 限定承認・相続の放棄の取消しの申述



父が先日死亡しました。相続人は私と兄と妹の3人です。私は、兄から「親父には5000万円の借金がある。」という説明を受けたので、相続を放棄したのですが、その後、実際には借金などなく、兄の話が嘘だということがわかりました。私が父の遺産を相続することは可能でしょうか。



第三者の詐欺によって相続の放棄をしたという場合、相続の放棄をした者は、家庭裁判所に取消しの申述をすることにより、相続の放棄の効力を否定し、被相続人の遺産を相続することができます。

解説

1 趣旨

限定承認も相続の放棄も法律行為としての意思表示ですから、民法第一編（総則）及び第四編（親族）の規定によって取消しをすることができます（民919②）。

限定承認又は相続の放棄の取消しをしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述をして、これが受理されて初めて、以前に行った限定承認又は相続の放棄の遡及的な無効を主張することができます。

2 取消原因

限定承認・相続放棄の取消しができるのは、次のような場合です。

- ① 未成年者が法定代理人の同意を得ないで単独でした場合（民5）
- ② 成年被後見人自らがした場合（民9）
- ③ 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした場合（民13）
- ④ 詐欺又は強迫によってされた場合（民96）
- ⑤ 後見監督人がある場合に、後見人がその同意を得ずに被後見人を代理してした場合（民864・865）
- ⑥ 後見監督人がある場合で、後見人がその同意を得ずにした同意に基づいて未成年被後見人がした場合（民864・865）

3 手続と効果

(1) 手続一般

受理された限定承認又は相続の放棄の申述に取消原因があるときは、家庭裁判所に取消しの申述を申し立てて受理されることを要します（民919②③、家手39・別表第1⑩・201⑤）。

申立権者は、限定承認又は相続の放棄の申述をした者又はその法定代理人ですが、成年被後見人は、法定代理人によらずに申立てをすることができますし、被保佐人や手続行為をすることについて補助人の同意を要するものとされた被補助人も、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がなくても、自ら申立てをすることができます（家手201④・118）。

申述事件の管轄裁判所は、相続放棄の申述と同様、相続開始地の家庭裁判所となります（家手201①）。

(2) 取消期間

限定承認又は相続の放棄の取消権は、追認をすることができる時から6か月以内に行使しないと、時効によって消滅します（民919③前段）。また、限定承認又は相続の放棄の時から10年を経過した時も、行使することができなくなります（民919③後段）。

通常法律行為の取消権については、追認をすることができる時から5年で時効消滅し、行為の時から20年を経過した場合には除斥期間にかかるとされているところ(民126)、限定承認又は相続の放棄の取消権がより短期間で消滅するものとされたのは、相続をめぐる権利関係を早期に確定させるためだと解されています。

(3) 審理の範囲

限定承認又は相続の放棄の取消しの申述受理事件では、家庭裁判所は、その申述が法定の方式を具備していること、申述人が取消権者であること、そして、その申述が本人の真意によるものであること(最判昭29・12・21民集8・12・2222、判タ47・65)について実質的な審理及び判断をすることができるとされており、この点はそれほど異論がないものと思われます。

一方、取消事由の存否については、どの範囲・程度の審理及び判断ができるかが問題とされていますが、実務的には、取消事由が存在するという確信を抱くまでの審理をすることは要求されておらず、取消事由があるか否かを判断に迷うといった場合には受理することを原則と考えるという運用が一般的ではないかと思われます(加藤令造編『家事審判法講座第2巻』179頁・146頁(判例タイムズ社、昭40)、兩宮則夫=石田敏明編『相続の承認・放棄の実務』299頁(新日本法規出版、平15)、斎藤秀夫=菊池信男編『注解家事審判法』280頁(青林書院、改訂版、平4)。後掲の【事例47】参照)。

(4) 限定承認又は相続の放棄の取消しの申述が受理された場合の効果

ア 限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の申立てを受けた家庭裁判所は、審理の結果、申述受理の要件を満たすと認めるときは、これを受理する旨の審判をして申述書にその旨を記載するものとされており、それによって、取消しの効力が生じることになります(家手201⑦)。

イ 取消しの申述が受理された場合、これに対する不服申立ての手続は定められていませんが、取消事由の存否についての既判力が生じるわけではありませんから、相続放棄の申述が受理された場合（最判昭29・12・24民集8・12・2310、判時42・22）と同様、取消しに不服のある利害関係人は、後日、別訴で取消事由の存否を争うことができます（名古屋高金沢支判昭42・11・15高民20・6・522、判時503・44）。

ウ 限定承認又は相続の放棄の取消しの申述が却下された場合、限定承認又は相続の放棄の取消しをすることができる者は、即時抗告の申立てをすることができます（家手201⑨二）。

限定承認又は相続の放棄の取消しの申述は様式行為とされていることから、申述の不受理が確定すると、相続人は、取消しによる無効を主張することはできなくなります。

なお、「○相続放棄取消しの申述書」、「○相続の限定承認取消しの申述書」の記載例は、後掲の書式部分を参照してください。